

北海道地域づくりサポート隊設置要綱

(目的)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい北海道において、道外都市圏等の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、北海道地域づくりサポート隊を設置する。

(隊員の活動)

第2条 北海道地域づくりサポート隊員（以下「隊員」という。）は、総合振興局又は振興局が推進する地域力の維持・強化に資する活動（以下「活動」という。）に従事する。

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する対象地域又は指定地域（以下「条件不利地域」という。）を除く地域に生活の拠点がある者で、隊員を委嘱されることに伴い、北海道内に住民票を移動することを了承している者
 - (2) 北海道外で条件不利地域以外に生活の拠点がある者で、隊員を委嘱されることに伴い、北海道内の条件不利地域に住民票を移動することを了承している者
- 2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに住民票を北海道内に移動させなければならない。

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。

- 2 前項の委嘱期間は、複数年度にわたる期間とすることはできないものとする。

(委嘱の取り消し)

第5条 知事は、本人から申出があるとき又は活動に支障が生じたときは、委嘱を取り消すことができる。

(隊員の身分等)

第6条 隊員は知事の委嘱を受け、活動の対価として報償費の支給を受けるものとし、北海道との雇用契約は存在しないものとする。

- 2 隊員の活動時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を基本とする。
- 3 隊員は、活動の実施に当たっては、その活動を所管する総合振興局長又は振興局長の指示に従わなければならない。
- 4 知事は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で負担するものとする。

(報償費等)

第7条 知事は、委嘱の期間中、報償費として1月当たり16万6,000円に家賃に要した額を加えた額を隊員に支払うものとする。ただし、家賃に要した額が2万円を超える場合は、16万6,000円に2万円を加えた額とする。

(活動の報告等)

第8条 隊員は毎月の活動の状況を翌月の5日までに、隊員の活動を所管する総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。5日が道の閉庁日の場合は、直近の開庁日までに報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 隊員は活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間を過ぎた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。